

佐賀市立小中一貫校北山校学校体育施設使用要綱

(趣旨)

第1条 スポーツ振興法第13条に基づき、社会体育振興の一環として運動場及び室内運動場を学校教育に支障のない限り開放し、一般市民の健全なる余暇利用の場としてのスポーツ活動を推進し、体力づくりとレクリエーション活動に資すること。

(定款)

第2条 開放事業における体育施設は次のとおりとする。

- (1) 運動場
- (2) 体育館

(開放日、開放時間)

第3条 開放事業の開放日及び開放時間は、学校教育活動、施設管理上支障のない範囲において、別表1に掲げる開放施設の区分に応じ、それぞれ同表に定める日及び時間とする。

【別表1】

開放日及び開放時間

開放施設等の区分		開放日及び開放時間	
体育施設	運動場	平日	午後5:30～午後7:00
		土日(祝日も)	午前8:00～午後6:00
	体育館	平日	午後5:00～午後10:00
		土日(祝日も)	午前8:00～午後9:00

※学校行事等で学校が使用するときは貸し出しません。

(利用形態)

第4条 体育施設における利用の形態は、別表2のとおりとする。

【別表2】

利用形態

開放施設等の区分		利用の形態
体育施設	運動場	団体利用
	体育館	団体利用

(利用対象)

第5条 原則として佐賀市立小中一貫校北山校通学区域内住民及び佐賀市立小中一貫校北山校通学区域内団体(その団体の利用責任者が佐賀市立小中一貫校北山校通学区域内住民である団体をいう。)

- 2 富士町体育協会主催の活動の利用責任者及び富士町体育協会が認めた団体

(利用手続)

第6条 開放施設を利用しようとする団体は、学校施設使用許可申請書(3枚複写1枚目)を校長に提出するものとする。

- 2 「学校施設使用許可申請書」は、1ヶ月分をまとめて使用許可申請してもかまわない。原則として1ヶ月前までに作成し提出するものとする。

(利用許可)

第7条 学校長は、利用に異議のない場合は学校施設使用許可書(3枚複写3枚目)を申請者に交付するものとする。

(利用の制限)

第8条 学校長は、学校の管理上必要があると認めるときは、その一部もしくは全部の利用を制限することができる。

- 2 学校長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用を許可しない。
 - (1) 特定の政党もしくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するための利用その他政治活動のため利用するとき。

- (2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための利用その他宗教活動に利用するとき
- (3) 営利を目的とするとき
- (4) 公の秩序や善良な風俗を乱すおそれのあるとき
- (5) 施設等を損傷するおそれがあるとき
- (6) その他学校教育に支障があると認めるとき

(利用許可の取り消し)

第9条 学校長は、施設等の利用許可を受けたもの（以下使用者）が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に反した時
- (2) 許可の条件または指示に従わないとき
- (3) 前条の2項の各号のいずれかに該当するに至ったとき
- (4) 学校の用に供するための必要が生じたとき

2 前項の規定により、使用の許可を取り消した場合において、使用者に損害が生じても学校はその責めを負わない。

(使用の中止)

第10条 学校長は、施設等の利用において、この規定に従わない者に対し使用の中止を命ずることができる。

(利用の譲渡禁止)

第11条 利用決定通知を受けた団体は、利用の権利を譲渡してはならない。

(利用者の遵守事項)

第12条 開放施設を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用時間を遵守する
- (2) 学校の敷地内では喫煙をしないこと
- (3) 施設等の利用をするときは、教育委員会の指示に従うこと
- (4) 施設等の使用を終えたときは、直ちに清掃し現状に復すること
- (5) 車両等（自転車・バイク・自動車等）の運動場乗り入れを禁止する
- (6) 体育館を使用する場合は、土足厳禁とし必ず屋内シューズに履き替えること
- (7) 校庭では、金属製スパイクの使用を禁止する
- (8) その他当該開放校の校長が指示した事項

2 前条の遵守事項に違反する行動があった場合は、今後その団体等には開放許可を与えない。

(開放施設の鍵の開閉)

第13条 開放時の施設の鍵の開閉については、各利用団体が責任をもって行う。

(事故の責任)

第14条 施設利用によって生じた事故については、原則として当該利用者の責任とする。

(損害賠償)

第15条 施設開放に関して、利用者又は利用団体が、開放施設その他の学校施設を破損し、もしくは損傷させた場合には、当該利用者又は利用団体は、速やかに学校に届け出るとともに、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

【附則】

(施行期日)

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

要綱の一部を改正し、令和元年6月26日から施行する。